

出産・子育ての安心につながる環境整備等の取組に対する財政支援にかかるFAQ

1. 事業趣旨・申請・交付……p.1～5
2. 予算関連……………p.5
3. 補助率等……………p.5～6
4. 対象事業……………p.6～8
5. その他……………p.8～9

1. 事業趣旨・申請・交付

1-1. 出産・子育ての安心につながる環境整備等の取組に対する財政支援の趣旨・目的を教えてほしい。

(答)

令和6年度の新規予算事業として、「出産・子育ての安心につながる環境整備等の取組に対する健康保険組合への財政支援」が追加されました。「女性の健康づくり」、「出産育児支援のために実施する企業と連携した効果的・先進的な取組」等を対象事業とし、これら事業に要する費用の一部を補助することで、出産・子育ての安心につながる環境整備を図ることを目的としています。各組合においては、保健事業の実施にあたり、積極的な取組の検討をお願いいたします。詳細は、健保連イントラネット・お知らせ(2月9日付【令和6年度予算(令和5年度補正予算から繰越予定)事業】出産・子育ての安心につながる環境整備等の取組に対する財政支援について)のほか、本FAQをご参照ください。

1-2. 交付申請は本申請のみか、仮申請(手挙げ・エントリー)は必要か。

(答)

現時点では、交付申請は令和7年2月中旬を予定していますが、これとは別に補助要件を満たしているか否か等を確認するための事業計画申請を設ける予定としています。いずれも詳細が決まり次第、ご連絡いたします。令和6年度に対象事業を実施する組合(実施予定を含む)においては、ご対応のほどお願いいたします。

1-3. 事業計画申請または交付申請を行ったのち、やむを得ない事情により事業計画の変更(中止)が生じた場合、申請の変更(取下げ)は可能か。

(答)

速やかにご連絡をお願いいたします。事業計画申請または交付申請の申請期間中で、変更を希望される場合は再度申請手続きが必要となります。申請期日を過ぎている場合は、個別にご相談ください。

1-4. 事業計画申請・交付申請が却下されることはあるのか。

(答)

本補助事業は、健保組合(事業主とのコラボヘルスを含む)が行う出産・子育て、女性の健康に関する保健事業が対象であるため、これ以外の事業については対象外となります。申請内容に疑義がある場合は個別にご連絡いたします。国の交付要綱・実施要綱、取扱通知等に基づき審査を行います。

1-5. 事業計画申請は必須か。

(答)

事業計画申請は、令和6年度に対象事業を実施するすべての組合(実施予定を含む)にご提出いただきます。

1-6. 事業計画申請時より規模を拡大(または縮小)して事業を実施することとなったがよいか。

(答)

著しい事業規模の変更を伴う場合は速やかにご連絡ください。

1-7. 事業計画申請の段階で交付予定額は把握できるか。

(答)

補助率(補助割合)は現時点では未定です。なお、交付予定額は、対象事業に補助率を乗じていただくことで算出できますが、最終的な交付額の算定にあたっては交付率(申請総額が予算を超えた場合)が乗じられる可能性もあります。

1-8. 委託にて行う事業の場合、対象事業の委託に係る費用(委託費)を交付申請額とするのか。

(答)

外部事業者等に対象事業を委託して行う場合であって、対象経費が委託費のみであれば委託費が交付申請額となります。

1-9. 事業者へ支払う委託費のほか、対象事業を委託して実施するにあたって自組合で生じる消耗品等も交付申請額に含めてよいか。

(答)

外部事業者等と対象事業の実施にかかる契約を締結するなどして生じる委託費のほか、同事業の実施にあたって組合が別途費用負担する場合は、同費用についても交付申請額に含めていただけます。

1-10. 交付(振込)のタイミングはいつか。

(答)

現時点では、令和7年3月中旬までに交付決定通知を送付し、3月末日までの交付(振込)を予定しています。

1-11. 令和6年度に実施する事業に限定した補助金か。次年度以降も補助は継続されるのか。

(答)

本補助金の対象は、令和6年度に実施する事業に限ります。

なお、国庫補助金の性質上、次年度以降も同趣旨で継続されるか否かは不明です。

1-12. 交付申請時は概算で行うのか。出納整理期間の後でなければ要した費用は確定しない。

(答)

交付申請にあたっては、令和6年度に実施する対象事業にかかる費用を見込んでご申請ください。なお、国庫補助金の性質上、翌年度の実績報告額が交付決定額を超えていても追加交付はありません。

1-13. 概算で申請を行うとしたら積算根拠はどのように示すべきか。

(答)

外部事業者に委託して行う場合は委託費を計上してください。それ以外は、申請時点までの対象事業にかかる費用の実績のほか、当該年度末までの見込を加えて算出してください。

1-14. 翌年度の実績報告に基づき、追加交付または返還はあるか。

(答)

翌年度の別途定める時期に実績報告を行っていただき、交付を受けた額が実績報告書の交付金の額を超えるときは、その超える額を返還していただきます。なお、国庫補助金の性質上、翌年度の実績報告額が交付決定額を超えていても追加交付はありません。

※申請時点で参加者規模が見込めない場合であっても、返還金が極力生じないよう固めに見込んで申請してください。

1-15. 交付申請時よりも事業規模拡大により費用が増加したが、変更申請(増額)は可能か。

(答)

交付申請期間中であれば変更申請をしていただけます。申請期日を過ぎると変更できません。

1-16. 民間事業者との委託契約にあたり PFS(成果連動型委託契約)方式とした。成果連動型のため支払額が減少した場合、実績報告で返還金が生じるか。

(答)

翌年度の別途定める時期に実績報告を行っていただき、交付を受けた額が実績報告書の交付金の額を超えるときは、その超える額を返還していただきます。

なお、当該事業について、他に国庫補助金を受けている場合は、本補助金の対象とならない点にご留意ください。

1-17. 申請にあたって、あらかじめ準備する書類は何か。申請に要する書類が知りたい。補助金の交付を受けて取得した設備の管理・処分に関する決まりはあるか。

(答)

事業計画申請及び交付申請の際にご案内いたします。

- 1-18. 健保連都道府県連合会による出産・子育て、女性の健康課題に関連した共同保健事業に参画する場合、自組合の負担分(受益者負担分)は本補助事業の対象となるか。

(答)

健保連都道府県連合会による出産・子育て、女性の健康課題に関連した共同保健事業が本補助事業の交付を受けて行われるものである場合、同事業に参画する健保組合が自組合の負担分(受益者負担分)を改めて補助対象として申請することはできません。

- 1-19. 母体事業所の全従業員(当組合以外の保険者に属する加入者も含まれる)を対象とした福利厚生事業のうち、女性の健康課題に対応した取組をコラボヘルスで行うこととしたい。申請する上で留意すべき事項はあるか。

(答)

コラボヘルスにより健保組合も共同で実施する事業であれば補助対象となります。ただし、自組合の加入者にかかる費用部分を対象として申請してください。

| 2. 予算関連

- 2-1. 補助金の収入科目はどこに計上するのか。

(答)

科目は、「(款)国庫補助金収入(項)国庫補助金収入(目)高齢者医療支援金等負担金助成事業費」となります。規模感が不透明な場合は名目計上(1千円)してください。

| 3. 補助率等

- 3-1. 対象事業の補助率(補助割合)はどの程度か。決まっていない場合は、どのくらいの時期に決定するのか。

(答)

対象事業の補助率(補助割合)及び決定時期については、現時点では未定です。

3-2. 健保組合ごとに補助限度額はあるのか。

(答)

健保組合ごとに補助金の限度額を設定する予定はありませんが、申請総額が予算を超過した場合は交付率を設定することになります。

| 4. 対象事業

4-1. どのような事業が補助対象となるか。

(答)

出産・子育て、女性の健康課題に関連した保健事業が本補助事業の対象となります。2月9日付の健保連イントラネット・お知らせでご案内した具体例もご参照ください。

4-2. 従前から行っている出産・子育て、女性の健康課題に関連した保健事業も補助対象となるか。令和6年度の新規事業に限定されるのか。

(答)

令和6年度に新たに実施する(初めて実施する)事業に限らず、既に取り組まれている事業(従前から行っている育児書の配布、女性対象の健康教室等)についても対象となります。

4-3. 厚労省の補助金の案内には「女性の健康づくり、出産育児支援のために実施する、企業と連携した効果的・先進的な保健事業等の取組み」と記載されているが、コラボヘルスで取り組む事業に限定されるのか。

(答)

限定されません。健保組合単独で実施する事業も補助対象となります。

4-4. 事業主が福利厚生で実施している女性の健康づくり及び出産育児支援に関する事業は補助対象になるか。

(答)

事業主単独で実施する事業は対象外です。コラボヘルスにより健保組合も共同で実施する事業であれば補助対象となります。その場合、連名で実施するだけでなく、健保組合も費用の負担をした場合に、当該組合負担分を補助対象とします。

4-5. 他の国庫補助金で助成を受けている事業は補助対象になるか。

(答)

他の国庫補助金を受けて行われているものは本補助事業の対象外となります。

4-6. 国の公募事業(共同事業・PFS事業)に応募予定だが、国庫補助金を得られた場合でも補助対象になるか。

(答)

高齢者医療運営円滑化等補助金における健康保険組合による保健事業「成果連動型民間委託契約方式保健事業(国庫債務負担行為分)」及び「保健事業の共同化支援に関する補助事業」に応募し採択された事業については、本補助事業(出産・子育ての安心につながる環境整備等の取組に対する財政支援)の対象外となります。国庫補助金の性質上、重複して補助を受けることはできません。

4-7. 対象外となる事業費

- 乳がん検診・子宮頸がん検診・子宮体がん検診等の検診費(郵送検診を含む)
- ゲノム(遺伝)情報や各種がん検診において科学的な根拠がない検査費
- 備品に相当する物品の購入費
- 自治体等が実施する関連事業に加入者が参加した場合の償還払い等による参加費
- インセンティブ(現金、商品券、食事券、旅行券、物品等)に係る経費

4-8. 具体例に骨粗鬆症測定の実施が挙げられているが、その他、どのようなものが補助対象になるか。

(答)

骨粗鬆症測定は女性の健康課題であるやせ対策の一環として有効な事業であるため、本補助事業の対象としています。その他、骨健康度測定器(骨ウエーブ)、体成分分析装置(In body)、体組成計、体脂肪計、内臓脂肪測定器等による測定が考えられます。

4-9. 女性の健康セミナーなどに合わせた骨粗鬆症測定器等の女性の健康課題に関連した機器をリースする場合の費用は補助対象になるか。

(答)

骨粗鬆症測定器等の女性の健康課題に関連した機器のリース代金は補助対象とします。(本補助金事業に要した当該年度のリース代のみが対象となります)

4-10. 複数の健保組合の共同事業として、被保険者を対象とした若年層婚活イベント(ウォーキングや料理教室等)を行いたい。イベント開催にかかる費用は補助対象になるか。

(答)

複数の健保組合が共同で実施する場合でも若年層や独身、子育て世代向けの健康イベント(婚活・子育てウォーキング・料理教室等)の範疇であれば補助対象となります。

4-11. 女性の健康課題に着目した予防・健康づくりの実施のため、事業主健診結果データのXML形式への変換費用に充てたい。その場合、データ抽出のシステム的な都合から若年層の女性に限定できず、全加入者の健診結果データの変換費用は補助対象になるか。

(答)

本補助事業は、健保組合(事業主とのコラボヘルスを含む)が行う出産・子育て、女性の健康に関する保健事業を対象とするため、全健診結果データを対象としたデータ変換費用は対象外となります。

4-12. 出産・子育てや女性の健康に関する機材をリースとする場合、単年度契約よりも複数年契約の方が割安となる。令和7年度以降の契約費用も含んだリース代金であるが問題ないか。

(答)

複数年契約であっても請求内訳(明細)等により令和6年度事業にかかる費用を算出しているだけ、当該費用をご申請ください。

| 5. その他

5-1. 補助金の交付を受けて取得した設備の管理・処分に関する決まりはあるか。

(答)

予算上の備品にあたるものは本補助事業では対象外とします。

5-2. 補助金の交付を受けて加入者へ頒布した商品の管理・処分に関し、加入者へ何らか周知する必要はあるか。

(答)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び交付要綱により、本補助事業の交付を受けた健保組合は「善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならない」と定められていることから、加入者への物品頒布等の場面で必要な案内を付していただくことをお勧めいたします。